

昭和四十二年法律第八十一号

住民基本台帳法

目次

第二章 住民基本台帳（第五条—第十五条の四）

第三章 戸籍の附票（第十六条—第二十一条の三）

第四章 届出（第二十二条の四—第三十条）

第一節 住民票コード（第三十条の二—第三十条の五）

第二節 本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六—第三十条の八）

第三節 本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九—第三十条の二十三）

第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二等）（第三十条の四十一—第三十条の四十四の十三）

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用（第十四条—第三十条の四十）

第四章の四 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五—第三十条の五十一）

第五章 雑則（第三十一条—第四十一条の二）

第六章 罰則（第四十二条—第五十三条）

附則

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（国及び都道府県の責務）

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に関する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条の四において「住民」としての地位の変更に関する届出」と総称する。）が全て

の行為により行われ、かつ、住民に関する事務の処理が全て住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明瞭でない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者について、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

九 八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

十 九の旨 選挙人名簿に登録された者については、そ

十一 十の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者については、同項第二号に掲げる里親に限る。））

十二 十二の二 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者）

十三 十二の三 児童手当の支給を受けている者（第三十条において同じ。）については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの

十四 十二の四 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者）

十五 十二の五 被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九百九十二号）第五条及び第六条の規定による国民健康保険の被保険者をいう。第二十八条及び第三十一条第三項において同じ。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十六 十二の六 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

十七 十二の七 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

十八 十二の八 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

十九 十二の九 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

二十 十二の十 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

二十一 十二の十一 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

二十二 十二の十二 介護保険の被保険者（介護保険法（昭和三十三年法律第九百九十三号）第九条の規定によ

る事項で政令で定めるもの）

る介護保険の被保険者（同条第一号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十一条第三項及び第三十一項第三項において同一の被保険者及び同項第二号に規定する第三号被保険者（同条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）をいう。第二十九条及び第三十一条第三項において同一の被保険者（同条第一項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十一 十二の十三 国民年金の被保険者（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七条その他の政令で定める法令の規定による国民年金の被保険者及び同項第三号に規定する第三号被保険者を除く。）である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの

十二 十二の十四 公共年金の被保険者（公共年金法（昭和三十五年法律第六十七号）第十条の規定により規定する住民の住所と異なる意義の住所に記載する事項を記載するための書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

（住民票の記載等）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一 氏名

二 出生の年月日

三 男女の別

四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明瞭でない者については、その旨

六 住民となつた年月日

七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日

八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者について、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所

九 八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

十 九の旨 選挙人名簿に登録された者については、そ

十一 十二の二 児童手当の支給を受けている者（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条の規定により認定を受けた受給資格者（同条第二項に規定する施設等受給資格者については、同項第二号に掲げる里親に限る。））

十二 十二の三 米穀の配給を受ける者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百三号）第四十条第一項の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者）

十三 十二の四 住民票コード（番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下「番号」）

十四 十二の五 住民票の記載等のための市町村長間の通知

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（以下「住民票の記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十一条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等）

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記

載をしたときは、遅延なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。市町村長は、その市町村の住民以外の者につ

2 市町村の市町村長は通知しなければならない
市町村長は、その市町村の住民以外の者につ

第十条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、住民票を改製することができる。
(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十一條 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。(以下この項において同じ。))に係る部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村につきましては、当該住民基本台帳に記録されていいる事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条、次条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。)を当該国又は地方政府

うために住民基本台帳の一部の写しを閲覧する
ことが必要である旨の申出があり、かつ、当該
申出を相当と認めるときは、当該申出を行う者
(以下この条及び第五十条において「申出者」
という。)が個人の場合にあつては当該申出者
又はその指定する者に、当該申出者が法人(法
人でない団体で代表者又は管理人の定めのある
ものを含む。以下この条及び第十二条の第三四
項において同じ。)の場合にあつては当該法人
の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出
をする場合にあつては、当該他の法人の役職員
又は構成員を含む。)で当該法人が指定するも
のに、その活動に必要な限度において、住民基
本台帳の一部の写しを閲覧させることができ
る。

一 統計調査、世論調査、学術研究その他調
査研究のうち、総務大臣が定める基準に照ら
して公益性が高いと認められるものの実施

出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村長に申し出ることができる。

前項の規定による申出を受けた市町村長は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認することができる。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。以下この条及び第五十条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号に掲げる範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（以下この条及び第五十条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

10 ることを命ずることができる。
市町村長は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が第七項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

3
市町村長は、毎年少なくとも一回、第一項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものと除く。）の状況について、当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

（個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一條の二 市町村長は、次に掲げる活動を行

五 申出者が法人の場合にあつては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

六 前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

八 個人である申出者は、前項第一号に掲げる利用の目的（以下この条及び第五十条において用語として用いられる）に該当するものと認められる場合は、前項第一号に掲げる事項を提出する場合にあつては、前項第一号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の成果の取扱い

9 該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不正に侵害されるおそれがあると認めるとき

のその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（次項において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

一 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合は、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下の条及び第五十条において「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者（以下の条及び第五十条において「閲覧者」という。）の氏名及び住所

8 取扱者以外の者に提供してはならない。
市町村長は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者若しくは法人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはせし者又は当該達文書を有する者に對し、

二 請求事由（当該請求が犯罪更査に關するもの名称）

一 当該請求をする国又は地方公共団体の機関

二 共団体の機関の職員で当該國又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる。

前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

二 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施

三 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施

前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければなりません。

申出者は、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 申出者 閲覧者 個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得た上で、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者の閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び去る閲覧事項

であることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

7 申出者は、第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、第一項又は第二項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。

8 市町村長は、前項の規定による申出を相当と認めるときは、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて、前項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

9 第一項又は第二項の申出をしようとする者は、郵便その他他の総務省令で定める方法により、第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）

第十一条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の記載を省略したもののが交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

2 前項の請求を受けた市町村長（以下この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同様の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り

り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

5 第二項又は第三項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

6 第十二条第二項（第二号を除く。）及び第六項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第六項中「市町村長」とあるのは、「第十二条の四第二項に規定する交付地市町村長」と読み替えるものとする。（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）

第十一条の五 都道府県知事は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。

（住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報）

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。第二十条の三において同じ。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通報しなければならない。

（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）

第十四条 市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十二条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、その事由の生じた年月日（第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製した除票を蓄積して除票簿とすることができる。）

（除票の記載事項）

第十五条の三 除票には、当該除票に係る住民票に記載をしていた事項のほか、当該住民票を消除した事由（転出（市町村の区域外へ住所を移すこと）をいう。以下同じ。）の場合にあつては、転出により消除した旨及び転出先の住所）及びその事由の生じた年月日（第二十四条の規定による届出に基づき住民票を消除した場合にあつては、転出の予定年月日）又は改製した旨及びその年月日の記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する除票にあつては、記載。以下同じ。）をする。

2 第九条第一項の規定による通知を受けた市町

誤記又は記載漏れがあることを知つたときは、その者が記録している住民基本台帳を備える市町村の市町村長に對してその旨を申し出ることができる。（選挙人名簿との関係）

第十五条 選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者又は公職選挙法第二十一条第二項に規定する住民基本台帳に記録されていた者で選挙権を有するものについて行うものとする。

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該住民票の記載等を選挙人名簿の登録に關係がある事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により通知された事項を不当な目的に使用されることはないとがよう努めなければならない。

2 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。）のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票記載事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が保存する除票について、次に掲げる者から、除票の写しで除票基礎証明事項（第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。以下この項において同じ。）のみが表示されたもの又は除票記載事項証明書で除票記載事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

2 市町村長は、前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者

3 市町村長は、前三項の規定によるもののか、当該市町村が保存する除票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該除票の写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第一

第三章 戸籍の附票

第三章 戸籍の附票

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 市町村長は、政令で定めるところにより、前項の戸籍の附票を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあっては、記録。以下同じ。)をする。

一 戸籍の表示

二 氏名

三 住所(国外に転出をする旨の第二十四条の規定による届出(次号及び第七号において「国外転出届」という。)をしたことによりいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていない者(以下「国外転出者」という。)にあつては、国外転出者である旨)

四 住所を定めた年月日(国外転出者にあつては、その国外転出届に記載された転出の予定期年月日)

五 出生の年月日

六 男女の別

七 住民票に記載された住民票コード(国外転出者にあつては、その国外転出届をしたことにより消除された住民票に記載されていた住民票コード。第三十条の三十七及び第三十条の三十八において同じ。)

(戸籍の附票の記載事項の特例等)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者(同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転(同法第三十七条の二第三項に規定する在外投票人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。)がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第三十七条第一項の規定に基づいて在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。

市町村の選管委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に

登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に關する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正(第三十条の四十一第一項において「戸籍の附票の記載等」という。)は、職權で行うものとする。

2 前項の規定により通知を受けた事項が戸籍の記載又は記録と合わないときは、本籍地の市町村長は、遅滞なく、その旨を住所地の市町村長に通知しなければならない。

3 本籍が一の市町村から他の市町村に転属したときは、原籍地の市町村長は、遅滞なく、戸籍の附票に記載をしてある事項を新本籍地の市町村長に通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知は、総務省令(前二項の規定による通知にあつては、総務省令・法務省令。以下この項において同じ。)で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。(戸籍の附票の改製)

第十九条の二 市町村長は、必要があると認めるときは、戸籍の附票を改製することができる。(機構への戸籍の附票の記載事項の提供)

第十九条の三 本籍地の市町村長は、番号利用法第二十一条の二第二項(番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知(番号利用法第十九条第八号又は第九号に

規定する情報提供者は又は条例事務関係情報提供者が番号利用法第九条第三項の法務大臣である場合におけるものに限る。)を受けたときは、政令で定めるところにより、当該通知に係る者の戸籍の附票に記載をされている第十七条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項を地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)に提供するものとする。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によってされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七条に掲げる事項の記載を省略してもその交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一 自己の権利行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の附票の記載事項を確認する必要がある者

二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者

三 前二号に掲げる者のほか、戸籍の附票の記載事項を利用する正当な理由がある者

市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前

五世帯主についてはその旨、世帯主でない者

六 転入前の住民票コード（転入をした者について）

き直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをい

七、国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政

令で定める事項

の者を除く」は、住所の異動に関する文書で、政令で定めるものを添えて、同項の届出をしなければならない。

第二十三条 転居（一の市町村の区域内において

住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から十四

田以内に 次に掲げる事項を市町村長に届け出
なければならない。

三二一
住所
転居をした年月日

四 従前の住所
五 世帯主についての旨、世帯主でない者

(転出届) 第二十四条 云出を受ける者は、あらかじめ、その
については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

第二十四多 転出する者に わらがじゆ その
氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長
に届け出なければならない。

(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

第二十四条の二 個人番号カードの交付を受けている者が転出届（前条の規定による届出をいう。以下この条において同じ。）をして場合に

おいては、最初の転入届（当該転出届をした日後その者が最初に行う第二十二条第一項の規定

による届出をいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用

しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

個人番号が同一の交付を受けている世帯主が行う当該世帯主に関する転出届に併せて、その世帯に属する他の者（以下この項及び第二十六

条において「世帯員」という。)であつて個人番号カードの交付を受けていないものが転出届

をした場合においては、最初の世帯員に関する
転入届（当該転出届をした日後当該世帯員が最

初に行う第二十二条第一項の規定による届出で、当該世帯主が当該世帯主に関する最初の転入届に併せて第二十六条第一項又は第二項の規定により当該世帯員に代わって行うものをいう。以下この条において同じ。)については、第二十二条第二項の規定は、適用しない。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。

3 前二項の規定による転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を前条の規定により届け出られた転出先に係る市町村の長(以下この条において「転入予定市町村長」という。)に通知しなければならない。

4 転入予定市町村長は、第一項又は第二項の規定による転出届をした者が当該転入予定地市町村長に最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届(次項において「最初の転入届等」という。)をすることなく、前項の規定による通知があつた日から政令で定める期間が経過したときは、同項の規定により通知された事項を消去しなければならない。

5 最初の転入届等を受けた市町村長(以下この条において「転入地市町村長」という。)が第三項の規定による通知を受けていない場合又は同項の規定により通知された事項を前項の規定により消去している場合には、当該転入地市町長は、最初の転入届等を受けた旨を当該最初の転入届等に係る転出届を受けた市町村長(以下この条において「転出地市町村長」という。)に通知しなければならない。

6 転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、第三項に規定する事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

7 第三項の規定による通知は、総務省令で定めることにより、第一項又は第二項の規定によると転出届を受けた市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転入予定地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによって、前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて、それぞれ行うものとする。

主に変更があつた者（政令で定める者を除く。）は、その変更があつた日から十四日以内に、その氏名、変更があつた事項及び変更があつた年月日を市町村長に届け出なければならない。（世帯主が届出を行ふ場合）

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の四の規定による届出することができる。

2 世帯員がこの章又は第四章の四の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。（届出の方式等）

第二十七条 この章又は第四章の四の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の四の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たつている者に対し、総務省令で定めるとこにより、当該届出の任に当たつている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たつている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 市町村長は、現に届出の任に当たつている者が、届出をする者の代理人であるときその他の届出をする者と異なる者に対して、総務省令で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

（国民健康保険の被保険者の届出の特例）

第二十八条 この章又は第四章の四の規定による届出をする者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと記するものとする。

（後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例）

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をする者が後期高齢者医療の被保険者である者が後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出をするべき者が後期高齢者医療の被保険者であるとき、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと記するものとする。

者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものと付記するものとする。

第二十八条の三 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。（介護保険の被保険者の届出の特例）

第二十九条 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。（国民年金の被保険者の届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例）

第二十九条の二 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。（米穀の配給を受ける者に係る届出の特例）

第三十条 この章又は第四章の四の規定による届出をするべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第一節 住民票コードの指定

第三十条の二 機構は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにならなければならない。（住民票コードの記載等）

第三十条の三 市町村長は、次項に規定する場合を除き、住民票の記載をする場合には、当該記載に係る者につき直近に住民票の記載をした市

者であるときは、その者は、当該住民票に直近に記載した住民票コードを記載するものとする。

第三十条の四 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、その者に係る住民票に記載されている住民票コードの記載の変更を請求することができる。

2 前項の規定による住民票コードの記載の変更の請求（以下この条において「変更請求」といいう。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、その旨その他の総務省令で定める事項を記載した変更請求書を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に提出しなければならない。

3 市町村長は、前項の変更請求書の提出があった場合には、当該変更請求をした者に係る住民票に從前記載されていた住民票コードに代えて、第三十条の二第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの新たな住民票コードをその者に係る住民票に記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

4 市町村長は、前項の規定により新たな住民票コードを記載したときは、速やかに、当該変更請求をした者に対し、住民票コードの記載の変更をした旨及び新たに記載された住民票コードを書面により通知しなければならない。

（政令への委任）

第三十条の五 前三条に定めるもののほか、住民票コードの記載に係る必要な事項は、政令で定める。

第二節 本人確認情報の通知及び保存の義務（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれかの住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていましたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。この項において同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができます。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができます。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
 二 条例で定める事務を遂行するとき。
 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行すると

四 統計資料の作成を行うとき。

五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

六 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

七 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定めた事務に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

八 機構は、機構保存本人確認情報を（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十六条の七、第十六条の十、第十六条の十一、第十六条の十四第二項、第十八条第四項及び第五项、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の七、第三十五条の十、第三十五条の十四第二項並びに第三十七条第三項の規定による事務に利用することができ

五 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用する事ができる事務であつて当該事務の性質が該別表事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

六 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

七 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行する者として総務省令で定めるものをから当該準法定事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

八 機構は、毎年少なくとも一回、（報告書の公表）

九 第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、（報告書の公表）

十 第三十条の十九 第三十条の九、第三十条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十二、第三十三条の二十八第一項及び第三十条の三十一第二項において同じ。）への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。）の規定によ

十一 第三十条の二十四 第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。

十二 第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十五第一項若しくは第二項の

本人確認情報（住民票コードを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）を利用することができます。

五 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用する事ができる事務であつて当該事務の性質が該別表事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に關し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

六 第三十条の十八 機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務に關する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

七 第三十条の十九 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。（報告及び立入検査）

八 第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

九 第三十条の二十一 総務大臣は、本人確認情報の安全確保

十 第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）を行なうに當たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

十一 第三十条の二十三 機構は、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。

十二 第三十条の二十四 都道府県知事又は機構から規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。

十三 第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十五第一項若しくは第二項の

（本人確認情報管理規程）

五 第三十条の十七 機構は、この章及び第三十七条の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に關し総務省令で定める事項に規定するものに利用することができる。

六 第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による電気通信回線を通じた本人確認情報の送信その他のこの章に規定する市町村の事務の処理に關し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

七 第三十条の二十二 都道府県知事は、第三十条の六第二項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。

八 第三十条の二十三 都道府県知事は、第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。

九 第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行なう場合について準用する。

十 第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十五第一項若しくは第二項の

第三十条の十五の二第二項若しくは第三項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保

（本人確認情報に係る住民に関する記録の保護）
第三十条の二十七 都道府県知事の委託（一以上）

的のために受領した本人確認情報等の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。

七第三項の規定により磁気ディスクに記録されて、「自らの本人確認情報について、書面

存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。

の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第三十一条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関する限り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

により、その開示（自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせる）ことを含む。以下同じ。」を請求することができる。
2 都道府県知事又は機構は、前項の開示の請求（以下この項及び次条第一項において「開示請求」といふ。）があつたときは、開示請求をこ

三十条の十五の二第一項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。
（本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村若しくは都道府県又は機構の職員等の秘
書若手職員）

2 セ
セ又は不当な目的で使用してはならない。
セ 機構の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

第三二六、第三二七の二又は第三二八
知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けて
本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に從事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

求」といふ)があつたときは、開示請求をしておられた者(以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならない。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。

第三十条の二十六 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であった者又は第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であった者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏洩する義務(密保持義務)

第三十条の九 第二十条の九の二又は第三十一条の二第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人若しくは準法一定事務処理者又はデジタル庁が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者、準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこ

第三十三条の三十三 前条第二項の規定による開示は、開示請求を受理した日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 らしてはならない。
市町村長若しくは都道府県知事から本人確認情報若しくは第三十三条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人であつた者は、その委託された業務に関する限り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密

しろくは准法定事務処理者等は第三十二条の二の規定により住民票コードの提供を受けたデジタル府（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領の本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

3 らの職にあつた者又はデジタル庁の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託

(開示の手数料) 第三十条の三十二条第一項の規定により機関に対し自己に係る本人確認情報の開示を請求する者は、機関が総務大臣の認可を受け定める額の手数料を納めなければならぬ。(自己的の本人確認情報の訂正)

3 を漏らしてはならない。
機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十五条第一項に規定する本人確認情報等を漏らすことを含む。又はこしつの我が母妻の名前を含む。）

2 項に記したのれんかに記す
前項の規定は、受領者から受領した本人確認
情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段
階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託し
た業務を行う場合について準用する。

された業務に關して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
〔受領した本人確認情報等に係る住民に關する記録の保管〕

三二第一項の規定により開示を受けるべき者から、書面により、開示に係る本人確認書類についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行へ、その結果を当該申出をした者に対する

4 機構から第三十条の七第一項の規定による通
假説委員会の委員を含む)又はこれらの職に
あつた者は、本人確認情報処理事務に関する知識
り得た秘密を漏らしてはならない。

(受領者の本人確認情報等の利用及び提供の制限)

第三十三条の三十一 受領者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う受領した本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事

(苦情処理) 第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、(二)に付するものとする。

知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関する本人確認情報等（本人確認情報又は住民票コードをいう。次条第二項及び第三項において同じ。）の提供を求めることができることとされているもの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報等を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目

務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関する知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

の法律の規定（第三章及び次章を除く。）により都道府県が処理する事務又は本人確認情報報入出の事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（住民票コードの告知要求制限）

第三十三条の三十七 市町村長は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除く。

都道府県知事は、この法律の規定による事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

総務省は、その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し住民票コードの提供を求めることができる」とされているものの遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の三十八 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省（以下この条において「市町村長等」という。）以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース（第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう systemic に構成したもの）を用いて同じ。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十一条の四十九の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
（報告及び検査）

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第三十一条の四十九の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該行為をした者に対するおそれがあると認めるときは、当該行為を止めし、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第三十条の三十九 都道府県知事は、前条第四項又は第五項の規定による措置に従い必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第二項又は第三項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認められるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。い。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（都道府県の審議会の設置）

第三十条の四十 都道府県に、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定（次章を除く。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらとの権限に属する事項を建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關する事項は、条例で定める。

第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、削除又は第十七条第二号、第三号及び第五条

号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報）（戸籍の附票の記載等に係る附票の記載等に関する事項で政令で定めるもの）を都道府県知事に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該都道府県知事保存附票本人確認情報の回復に必要な措置を講じなければならない。

（都道府県知事から機構への附票本人確認情報の通知等）

第三十条の四十二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る附票本人確認情報を、機関に通知するものとする。

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第一項の規定による通知を受けた機関は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る附票本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

機関は、前項の規定により機関が保存する附票本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機関保存附票本人確認情報」という。）の全部又は一部が滅失したときは、当該機関保存附票本人確認情報

(附票本人確認情報の誤りに関する機構の通報)
第三十条の四十三 機構は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、都道府県知事保存附票本人確認情報に誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事保存附票本人確認情報を保存する都道府県知事に通報するものとする。

(国の機関等への附票本人確認情報の提供)
第三十条の四十四 機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。
(デジタル庁への住民票コードの提供)
第三十条の四十四の二 機構は、デジタル庁から番号利用法第二十二条第二項又は第二十二条の二第一項(これらの規定を番号利用法第二十六条の規定において準用する場合を含む。)の規定による事務の処理であつて国外転出者に係るものに閑し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の戸籍の附票に記載された住民票コードを提供するものとする。
の場合において、機構は、機構保存附票本人確認情報を利用することができる。

(附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供)
第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるとこにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県(以下「附票通知都道府県」という。)の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。)を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し

三項	第三十条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項
第三十条 二項	第三十条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項
第三十条 二項	第三十条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項
第三十条 二項	第三十条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項	第三十 三条 二項	第三十 三条 二項	第三十 四条 第一項

十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、第十五条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付を受け、第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第二十一条の三に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付を受けた者は、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

電子計算機処理等に関する事務に従事する事務官の職員又は職員であつた者による部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第四十三条(第二号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者による部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外においてこれらの方の罪を犯した者にも適用する。

第五十条 偽りその他不正の手段により第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第七項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用し、その目的のため利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱い者又は同項第一項の規定による事務官に是題

(住民登録法の廃止に伴う経過措置)

第三条 施行日前にした旧住民登録法の規定に基づく届出その他の行為は、この法律の相当規定に基づいてされたものとみなす。

第二条 施行日前にした旧住民登録法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお併前の例による。

第五条 前二項に定めるもののほか、住民登録法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(戸籍の附票に関する経過措置)

第三条 第一項の規定に違反する行為でこの法律の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日法律第二百四十九号）

（施行期日）

八（三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（その他の処分、申請等に係る経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる相定については、当該各規定。以下この条及び第六条において同じ。）の施行前に改正前のその他の法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等」といふ。）

二一 第三十条の二十第一項（第三十条の四十四の九において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第三十二条(第一項)の規定による。但し、第三十二条の二第二項(第三十条の四第十四条の十三に準用する場合を含む。)の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

(介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)等
九条及び介護保険法施行法(平成九年法律第二百四号)
第十一条第一項)と、「同条第一号」とあるのは「介護保険法第九条第二号」とする。

の施行の日においてこれら行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の終過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれ

管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条第一号、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

記を含む。)をした者は、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き、五万円以下の過料に処する。

正当な理由がなくて第二十二条から第二十四条まで、第二十五条又は第三十条の四十六から第三十条の四十八までの規定による届出をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第一條 この法律は、昭和四十四年七月二十日から施行する。
(罰則に關する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和四六年五月二七日法律第七三号)
抄
(施行期日)

法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

表半に簡易表半用がする

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。

六号) 関東支那銀行(新月三日)施行規則
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

に對し 答弁をせず 若しくは虚偽の陳述を爲し、又は文書の提示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を提示した者は、五万円以下の罰金に処する。

して二年をこえない範囲内において政令で定め
る日から、附則第十一条（地方税法（昭和二十
五年法律第二百一十六号）第八条第一項の改正
部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日

附 則
（昭和五六年六月一日法律第ハ
一號）抄

八
よる。

第四十九条の二 第四十二条(第三十条の三十一第
二項)(第三十条の四十四の十三において準用す
る場合を含むものとし、別表第一の四十一の項
の下欄に掲げる事務の処理に關し外務省が提供
を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の

から施行する。
第二条 住民登録法及び住民登録法施行法の廃止
(住民登録法及び住民登録法施行法の廃止)
八号) 及び住民登録法施行法(昭和二十七年法律第百六号)は、廃止する。

法
5 えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

<p>(政令への委任)</p> <p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附則 (平成六年六月二九日法律第六七号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (平成九年一二月一四日法律第一三号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。</p>

<p>附則 (平成一〇年五月六日法律第四七号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第二条 第二百条の規定並びに附則第一百六十八条中地方自治法別表第一国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の項の改正規定、第一百五十五条の規定 平成十四年四月一日</p> <p>附則 (平成一一年八月一八日法律第一三三号) 抄 (施行期日等)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>第三条 第二百条の規定並びに附則第一百六十八条中地方自治法別表第一国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の項の改正規定、第一百五十五条の規定 平成十四年四月一日</p> <p>附則 (平成一一年八月一八日法律第一三三号) 抄 (施行期日等)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、施行日に、この法律の施行の際に現に住民基本台帳に記録されている者(政令で定める者を除く。)に係る住民票に新法第三十条の第七条の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「住民票コード」という。)のうちから選択して記載するものとする。この場合においては、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。</p> <p>第四条 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者が施行日以後住民</p>

十六条まで、第十八条、第二十条から第二十三 条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、 平成十八年二月一日から施行する。
附 則（平成一六年六月一一日法律第六九 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則（平成一六年六月一一日法律第七二 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則（平成一六年六月九日法律第八八 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 を超えない範囲内において政令で定める日（以 下「施行日」という。）から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）
第一百三十五条 この法律（附則第一条ただし書に 規定する規定については、当該規定。以下この 条において同じ。）の施行前にした行為並びに この附則の規定によりなお従前の例によること とされる場合及びなおその効力を有することと される場合におけるこの法律の施行後にした行 為に對する罰則の適用については、なお従前 の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令 で定める。
附 則（平成一六年六月一八日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日 から施行する。
附 則（平成一六年六月一三日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當 該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第四条、第七条、第十一條、第十五条及び 第十六条並びに附則第十四条から第十八條ま でを超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規 定は、公布の日から施行する。

で、第二十条、第二十八条から第四十五条ま で、第四十九条及び第五十条の規定 平成十 九年四月一日
附 則（平成一六年一二月三日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則（平成一六年一二月三日法律第一 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年 を超えない範囲内において政令で定める日（以 下「施行日」という。）から施行する。
（処分等の効力）
第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法 律（これに基づく命令を含む。以下この条にお いて同じ。）の規定によつてした処分、手続そ の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律 の規定に相当の規定があるものは、この附則に 別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ れの法律の相当の規定によつしたものとみな す。
（罰則に関する経過措置）
第一百二十三条 この法律の施行前にした行為並び にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ ととされる場合及びこの附則の規定によりなお 従前の例による。この附則の規定によりなお 従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第一百二十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令 で定める。

附 則（平成一七年五月二〇日法律第四 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 行する。ただし、附則第四十条から第四十四条 までの規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年六月一七日法律第六 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施 行する。ただし、附則第四十条から第四十四条 までの規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成一七年六月一九日法律第七 号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年七月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ れぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第五条、第八条、第十一条、第十 三条及び第十五条並びに附則第四条、第十五 条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二 条、第三十九条及び第五十六条の規定 公 布の日

二 略
三 第四条並びに附則第十四条、第四十二条、第 四十四条及び第五十三条の規定 平成十八 年十月一日
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日ま での間ににおいて政令で定める日から施行する。
附 則（平成一八年二月一〇日法律第四 号）抄
（施行期日）

第一条 この

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五八号)
丁期日抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりならぬ前例とするに至る場合

定に付したお従前の例によることとする規則におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なおお従前の例による。
(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年六月二十四日法律第五
九号）抄

(施行期日) 指定

第一條 この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則の適用に関する経過措置)施行する。

第三十四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によること

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為これに対する罰則の適用については、なお従前

（文）「（三三）の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、
(政令への委任)

の法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二年七月一〇日法律第七四号）少

(施行期日) 指

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

当該名号は定めし次の名号は指げる。規定は
る日から施行する。

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第一項、第八条（第一項及び第七項を除

く。)、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十一条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表四項において準用する場合を含む。)の届出第一項の届出(同法)の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項(同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第一項における改正規定(第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条の施行する。)を除く。)並びに附則第四十二条の規定部分に限る。)」並びに附則第四十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 目次の改正規定、第五条及び第八条の改正規定、第十九条に一項を加える改正規定、第二十一条、第二十二条第一項、第二十六条の施行する。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項及び第三項、附則第四条から第十条までの改正規定(第二十四条の二第一項若しくは第二項又は「を削る部分に限る。)を除く。)並びに別表第一の四十の項の改正規定並びに次条第二項の改正規定、第五十三条の改正規定(同条第一項の改正規定(第二十四条の二第二十条までの規定、附則第二十二条の規定(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律百五十一号)別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項の改正規定(及び第三十条の三第一項)を「第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める部分に限る。)に限る。)並びに附則第二十二条の規定(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

二 附則第三条及び第二十三条の規定 この法律の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日
（適用区分等）

第二条 この法律による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第二十四条の二及び第三十条の四十四第四第五項から第十一項までの規定は、この法律の施行の日以後に同条第三項の規定により同条第一項に規定する住民基本台帳カード（以下この項において「住基カード」という。）の交付を受ける者及びこの法律の施行の際現に条例利用住基カード（この法律による改正前の住民基本台帳法第三十条の四十四第八項の規定による利用が行われている住基カードをいう。以下この項において同じ。）以外の住基カードの交付を受けている者について適用し、この法律の施行の際現に条例利用住基カードの交付を受けている者については、なお従前の例による。

2 新法第二十二条及び第三十条の四十六の規定は、新法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）が前条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）以後に新法第二十二条第一項に規定する転入をした場合について適用する。

3 新法第三十条の四十七の規定は、外国人住民が第一号施行日以後に新法第三十条の四十六に規定する中長期在留者等になつた場合について適用する。

（外国人住民に係る住民票に関する経過措置）

第三条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、附則第一条第二号に定める日から第一号施行日の前日までの範囲内において政令で定める日（以下この条において「基準日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者につき、基準日後速やかに、個人を単位として、新法第七条第一号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十一号の二まで及び第十四号に掲げる事項、国籍等（新法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）並びに新法第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した仮住民票を作成しなければならない。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の外国人登録原票（外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条第一項に規定する外国人登録原票をいう。以下この条において同じ。）に登録されていること。

二 第一号施行日において当該市町村の外国人住民に該当する者であると見込まれること。

3 市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、前項各号に掲げる要件のいずれにも該当することとなつた者につき、同項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を作成することができる。

4 仮住民票の記載は、外国人登録原票、新法第七条第十号から第十一号の二までに規定する国民健康保険の被保険者の資格、後期高齢者医療の被保険者の資格、介護保険の被保険者の資格、国民年金の被保険者の資格及び児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する記録並びに次項の規定により法務大臣から提供を受けた情報を基づき行うものとする。

5 法務大臣は、市町村長から仮住民票の作成に關し求めがあつたときは、新法第七条第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は新法第三十条の四十五の表の下欄に掲げる事項に関する情報を提供するものとする。

6 市町村長は、第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成したときは、その作成の対象とされた者に対し、直ちに、その者に係る仮住民票の記載事項を通知しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に關し必要な事項は、政令で定める。

第四条 前条の規定により作成した仮住民票は、第一号施行日において、住民票になるものとする。

2 市町村長は、前項の住民票に係る外国人住民と同一の世帯に属する日本の国籍を有する者の住民票について、同項の住民票が作成されたことに伴い新法第七条第四号に掲げる事項に変更が生じたときは、第一号施行日において記載の修正をしなければならない。

3 新法第六条第二項の規定により世帯を単位とする住民票を作成している市町村長は、外国人住民及び日本の国籍を有する者が属する世帯については、同条第一項及び第二項の規定にかかるわらず、第一号施行日以後世帯を単位とする住民票に外国人住民の記載をするために必要な期修正をしなければならない。

住民基本台帳法別表第一の七十一の二の項中
「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「第四条第一項の認定」とあるのは「附則第三条第一項の相当認定」とする。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成二十三年五月二七日法律第五号)

第一条 この法律は、平成二十四年六月一日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第一百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則

(平成二十三年六月二二日法律第七号)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途とし、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げたる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する規定を含む)は、政令で定める。

(政令への委任)

第五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する規定を含む)は、政令で定める。

(政令への委任)

第五十四条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する規定を含む)は、政令で定める。

(政令への委任)

第五十六条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第五十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第五十九条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六十条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六十一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六十二条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第六十三条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの規定により経済産業局長に対してされており出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第三十八条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第三十九条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十一条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十二条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十三条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十四条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十五条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(附則第四十六条の規定 公布の日)

附 則

(平成二十四年三月三一日法律第二四号)

第一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第六十条の規定 公布の日 （その他の経過措置の政令への委任）	定める。この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄	この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日 二から四まで 略	この法律は、平成二十五年法律第二十八号（平成二十九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）に規定する。この法律は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
五 第三十五条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日	この法律は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成二四年九月五日法律第七六号) 抄	（施行期日）

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第二十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日からで定める日（罰則の適用に関する経過措置）	第一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
第十七条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）	（施行期日）
第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要	（施行期日）

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十五年五月一〇日法律第一二号) 抄
二 附 則 (平成二五年五月一〇日法律第一二号) 抄	（施行期日）
第一 条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十五年六月一九日法律第四八号) 抄
二 附則第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日	（施行期日）
三 第二条（災害対策基本法目次の改正規定）	（施行期日）

第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附 則 (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄	（施行期日）
第一 条 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二 附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄	（施行期日）
第一 条 この法律は、被災者の運送（第八十六条の十（第三款 被災者の運送（第八十六条の十一）を「第三款 被災者の運送（第八十六条の十四）」）、第四款 安否情報の提供等（第八十六条の十五）／／に「第八十六条の十七」を「第八十六条の十八」に改め、「第九十六条の二」の下に「一第九条の四」を加える（政令への委任））	（施行期日）
三 附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄	（施行期日）
第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
二 附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄	（施行期日）
第一 条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
二 附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄	（施行期日）

附則第十九条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第二百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二五年一月四日法律第九〇号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年五月三〇日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年五月三〇日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年五月三〇日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。
附 則 (平成二五年六月二八日法律第六九号) 抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。

則第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第三十三条から第四十四条まで、第四十七条から第五十一条まで、第五十六条、第五十八条及び第六十四条までの規定 平成二十八年四月一日
 (罰則に関する経過措置)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第六十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年六月三日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年七月一五日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年六月三日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月九日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十

九条の規定(番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日)

附 則 (平成二八年六月三日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

四 略

五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定(番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日)

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一八日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日法律第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年二月三日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

条(第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三十五条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第三十七条の三第二項、第二十九条、第四十条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規定に限る。)、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

二年法律第三十五号別表第三の改正規定に限る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることが認められる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一二月二日法律第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十一年法律第八十一号)第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

一 略

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十一年法律第八十一号)第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

三 第四十八条の二第一項、第四十九条の二第四項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の公職選挙法(以下この条において「新公職選挙法」という。)第九条第三項から第五項まで、第四十四条第三項、第四十八条の二第一項、第四十九条の二第四項及び第五十七条第一項の規定並びに附則第八条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第二及び別表第四の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。) 及び第四章の三に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。(同法別表第五の改正規定(第三十一条の十五)の下に、「第三十条の四十四条」を加える部分に限る。) 並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る部分に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の改正六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第四項を削る部分を除く。)、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(第六号に掲げる部分を除く。)、同条第三項の改正規定並びに同法第七十二条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定めること)(住民基本台帳法の一部改正に伴う準備行為) 第三条 市町村長(特別区を含む。以下同じ。)は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日(次条において「第九号施行日」という。)においても、第二条の規定による改正後の住民基本台帳法(次項及び次条において「新住民基本台帳法」という。)第十七条(第五号及び第六号に係る部分に限る。)に規定する事務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2 市町村長、都道府県知事及び地方公共団体情報システム機構は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日(次条及び附則第五条において「第十号施行日」という。)前においても、新住民基本台帳法第十七条(第三号、第四号及び第五号)の規定の施行の際現に市町村長が保存している

規定期限

政令への委任)の日
第十二条 附則第三条から第十条まで、第十二
条の三十三第二項及び第一百四十四条の三十四
の改正規定並びに附則第二十二条、第二十四
条及び第三十条の規定 公布の日から起算し
て三年を超えない範囲内において政令で定め

附 則（令和三年六月一六日法律第七四
条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。）

（施行期日）
号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

（施行期日）号附則抄（令和四年三月三一日法律第四

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

イ及びロ 略 ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定

(同条第一項第二号に係る部分を除く。)、
同法第四条の改正規定、同法第五条の改正
規定、同法第二十四条の改正規定、同法第

規定 同法第二十四条の改正規定 同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二

の次に一条を加える改正規定、同法第四十
八条を同法第四十七条の四とし、同法第五
章(同様の規定)に二点(同上)を追加する規定、同

章中同条の次に「一条を加える改正規定」、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の一二二項の改正規定、同法

第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項

の改正規定（第三十九条）を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定（同法第五十

六条の改正規定、同法第五十七条第一項の

改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

附 則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和四年四月二七日法律第三三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二〇日法律第四四号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定、公布の日（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一〇日法律第六一号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

<p>附 則 (令和四年六月一〇日法律第六三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年六月一五日法律第六五号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年六月一七日法律第七〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超える。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。</p> <p>（処分等に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」と</p>	<p>第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に當る日から施行する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>（附則第二十九条の規定）</p> <p>（政令への委任）</p>
---	--

いう)の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の行為に対する罰則の適用については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という)の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、この政令で定める。

十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十
四の十三関係)

一の四 金融庁又 は財務省	一の三 金融庁又 は財務省	一の二 金融庁又 は財務省	一の六 第六 条第一項 に規定す る支援法 人	一の五 金融庁若 しくは財 務省又は 厚生労働
信用金庫法（昭和二十六年法律第 二百三十八号）による同法第八十 五条の二第一項の許可若しくは同 めるもの	長期信用銀行法（昭和二十七年法 律第百八十七号）による同法第十 六条の五第一項の許可又は同法第 十七条において準用する銀行法第 五十二条の三十九第一項の届出に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの	銀行法（昭和五十六年法律第五 十九号）による同法第五十二条の三 十六第一項の許可若しくは同法第 五十二条の三十九第一項の届出、 同法第五十二条の六十の三の登録 若しくは同法第五十二条の六十の 七第二項の届出又は同法第五十二 条の六十の二の登録若しくは同 法第五十二条の六十一の六第一項 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	銀行法（昭和五十六年法律第五 十九号）による同法第五十二条の三 十六第一項の許可若しくは同法第 五十二条の三十九第一項の届出、 同法第五十二条の六十の三の登録 若しくは同法第五十二条の六十の 七第二項の届出又は同法第五十二 条の六十の二の登録若しくは同 法第五十二条の六十一の六第一項 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	被災者生活再建支援法による同法 （平成十年法律第六十六条）第一項 に規定する事務であつて 援金の支給に関する事務であつて 総務省令で定めるもの

一の八 金融庁若	一の七 金融庁若	一の六 第六 条第一項 に規定す る支援法 人	一の五 金融庁若 しくは財 務省又は 厚生労働
法 律 第 二 百 四 十 二 号 ） に よ る 同 法	農業協同組合法（昭和二十二年法 律第百三十二号）による同法第九 十二条の二第一項の許可若しくは同 めるもの	農業協同組合法（昭和二十二年法 律第百三十二号）による同法第九 十二条の六十一の六第一項の届出に 関する事務であつて総務省令で定 めるもの	農業協同組合法（昭和二十二年法 律第百三十二号）による同法第九 十二条の二第一項の許可若しくは同 めるもの

一の九 金融 省	一の十 金融 省	一の九 金融 省	一の九 金融 省	一の九 金融 省
農林水産省又は 農林水産省	農林水産省又は 農林水産省	農林水産省又は 農林水産省	農林水産省又は 農林水産省	農林水産省又は 農林水産省
省	省	省	省	省
務省	務省	務省	務省	務省
一の八 金融 省	一の九 金融 省	一の十 金融 省	一の九 金融 省	一の九 金融 省

一の四 金融 省	一の五 金融 省	一の六 第六 条第一項 に規定す る支援法 人	一の七 金融 省	一の八 金融 省
法 律 第 二 百 四 十 二 号 ） に よ る 同 法	金融商品取引法（昭和二十三年法 律第二十五号）による同法第二十 九条の登録、同法第三十一条第一 项若しくは第三十二条第一項（同 法第三十二条の四及び第五十七条 の二第六第一項において準用する 場合を含む。）若しくは第三項の届 出、同法第三十三条の二の登録、 同法第三十三条の六第一項、第五 十条の二第一項の許可、同法第六 十条の二第一項若しくは第六十 三条的第一項若しくは第五十七条 の三第一項若しくは第五十七条的 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	金融商品取引法（昭和二十三年法 律第二十五号）による同法第二十 九条の登録、同法第三十一条第一 项若しくは第三十二条第一項（同 法第三十二条の四及び第五十七条 の二第六第一項において準用する 場合を含む。）若しくは第三項の届 出、同法第三十三条の二の登録、 同法第三十三条の六第一項、第五 十条の二第一項の許可、同法第六 十条の二第一項若しくは第六十 三条的第一項若しくは第五十七条 の三第一項若しくは第五十七条的 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	金融商品取引法（昭和二十三年法 律第二十五号）による同法第二十 九条の登録、同法第三十一条第一 项若しくは第三十二条第一項（同 法第三十二条の四及び第五十七条 の二第六第一項において準用する 場合を含む。）若しくは第三項の届 出、同法第三十三条の二の登録、 同法第三十三条の六第一項、第五 十条の二第一項の許可、同法第六 十条の二第一項若しくは第六十 三条的第一項若しくは第五十七条 の三第一項若しくは第五十七条的 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの	金融商品取引法（昭和二十三年法 律第二十五号）による同法第二十 九条の登録、同法第三十一条第一 项若しくは第三十二条第一項（同 法第三十二条の四及び第五十七条 の二第六第一項において準用する 場合を含む。）若しくは第三項の届 出、同法第三十三条の二の登録、 同法第三十三条の六第一項、第五 十条の二第一項の許可、同法第六 十条の二第一項若しくは第六十 三条的第一項若しくは第五十七条 の三第一項若しくは第五十七条的 の届出に関する事務であつて総務 省令で定めるもの

届出、同法第二百五十六条の五の五 第一項の認可、同条第三項の届出、 同条第四項ただし書の認可、同法 第二百五十六条の十三の届出、同法 第二百五十六条の二十の二の免許、 同法第二百五十六条の二十の十一の 届出、同法第二百五十六条の二十 十六第一項の認可、同法第二百五十六 条の六十、二十一の第一項の届出、 同法第二百五十六条の二十四第一項 の免許、同法第二百五十六条の二十 八第三項の届出、同法第二百五十六 条の六十七第一項の指定又は同法 第二百五十六条の七十七第一項、第 二百五十六条の八十六第一項若しく は第四項若しくは附則第三条の三 第一項の届出に関する事務であつ て総務省令で定めるもの	四 削除	五 金融 庁又は財 務省	六 削除	七 削除	八 金融 庁又は財 務省	九 金融 庁又は財 務省
---	---------	-----------------------	---------	---------	-----------------------	-----------------------

十二 融 財 務 省	十一 金 融 府 又 は 財 務 省	十 削 除	九 金 融 業 務 省	九 金 融 業 務 省	九 金 融 業 務 省	法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
資金決済に関する法律（平成二十二年法律第五十九号）による同法第七条の登録、同法第十一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）による同法第三条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九条第一項の届出若しくは同法第十一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	申請、同法第二十四条の三十二第一項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）による同法第三条第一項の登録、同法第二項の更新、同法第八条第一項の届出、同法第二十条の七第一項の試験の実施、同法第二十四条の八第二項の申請、同法第二十四条の十第一項の認可、同法第二十四条の二十五第一項の登録、同法第二十四条の二十八の申請、同法第二十四条の三十二第一項の更新、同法第二十四条の三十六第一項の登録、同法第二十四条の三十九第一項の更新、同法第二十四条の四十一の届出、同法第二十六条第二項の認可、同法第三十三条第二項の届出又は同法第四十一条の十四第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの	法第五十三条第一項の免許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しくは第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録又は同法第七十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		
項の届出、同法第三十七条の登録、						

同組合貯 水産業協 十四農	十三の三 預金保 険機 構	十三の二 預金保 険機 構	十三 預金保 険機 構	十二の二 金融庁 又は財務 省	同法第四十一条第四項の届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七第四項の届出、同法第六十三条の二の登録、同法第六十三条の二の届出、同法第六十七条の届出又は同法第六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項の届出、同法第六十四条第一項の免許、同法第七十七条の届出、同法第十八条の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
農水産業協同組合貯 水和四十八年法律第五十三号)によ る同法第五十七条の二第一項の貯 金等に係る債権の額の把握に關す るもの	預貯金者の意思に基づく個人番号 の利用による預貯金口座の管理等 に関する法律(令和三年法律第三 十九号)による同法第三条第四項、 第五条第三項、第七条第三項若し くは第八条第三項の通知又は同法 第九条第一項の規定による情報の 提供に関する事務であつて総務省 令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実 な実施のための預貯金口座の登録 等に関する法律(令和三年法律第三 十九号)による同法第十二条第一 項第二号の個人番号の確認に関 する事務であつて総務省令で定め るもの	預金保険法(昭和四十六年法律第 三十四号)による同法第五十五条 の二第一項の預金等に係る債権の 額の把握に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	同法第七十五条第一項の登録又は同 法第七十七条において準用する金 融商品取引法第六十四条の四の届 出に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	金融サービスの提供及び利用環境 の整備等に関する法律(平成十二 年法律第一百一号)による同法第十 二条の登録、同法第十六条第三項 の届出、同法第四十条の認定、同 法第七十五条第一項の登録又は同 法第七十七条において準用する金 融商品取引法第六十四条の四の届 出に関する事務であつて総務省令 で定めるもの

十八 総務省	十八 総	る給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなほその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	行政書士法(昭和三十七年法律第五十二条)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第一百十二条第一項若しくは第一百十二条の二第一項の福祉事業の実施若しくは同法附則第九条の二第二項の一時金の支給、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七项若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 方公務員 共済組合 及び全国 市町村職 員共済組 合連合会	十九 地政書士会 日本行 連合会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第一百十二条第一項若しくは第一百十二条の二第一項の福祉事業の実施若しくは同法附則第九条の二第二項の一時金の支給、地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七项若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地 方公務員 等共済組 合法の一 部を改正 する法律 (平成二 十三年法 律第五十 六号) 則第二 十 三条第一 則第一	十八 の二 日本行 政書士会	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第五十三条第一項の短期給付若しくは同法第七十六条の退職等年金給付の支給、同法第一百十二条第一項若しくは第一百十二条の二第一項の福祉事業の実施若しくは同法附則第九条の二第二項の一時金の支給、地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第三条第一項、第二項、第四項若しくは第七项若しくは第三条の二の年金である給付の支給又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)附則第六十条第五項、第六十一条第一項若しくは第六十五条第一項の年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

項第三号に規定する存続共済会	二十一 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会	二十二 地方公務員共済組合連合会	二十三 地方公務員災害補償基金	二十四 総務省	二十五 総務省	二十六 総務省
介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	介護保険法による特別徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法（昭和四十年法律第二百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十二条第一項の認定又は同法第二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）による同法第四条の免許、同法第四条の二第二項の届出、同法第八条第一項の予備免許、同法第二十四条の六第二項（同法第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十七条の二十一第一項の登録、同法第三十七条の検定、同法第四十一条第一項の免許又は同法第十八条の二第一項の船舶局無線徒

法務省	三十六	法務省	三十五	法務省	三十四	法務省	三十三	法務省	三十二	法務省	三十一	法務省	三十	法務省	二十九	法務省	二十八	法務省	二十七	法務省	二十六	法務省	二十五	法務省	二十四	法務省	二十三	法務省	二十二	法務省	二十一	法務省	二十	法務省	十九	法務省	十八	法務省	七	法務省	六	法務省	五	法務省	四	法務省	三	法務省	二	法務省	一	法務省	零
もの	の登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第一百一条第一項の申請又は同法第一百三十三条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条第一項若しくは第一百四十四条第一項の通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶法（明治三十二年法律第六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）、鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財团抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	道路交通事故事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	の登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）、表題部所有者（同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第一百一条第一項の申請又は同法第一百三十三条第一項、第一百三十六条第一項、第一百四十条第一項若しくは第一百四十四条第一項の通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船舶法（明治三十二年法律第六号）附則第三十四条第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）、鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）、漁業財团抵当法（大正十四年法律第九号）及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）において準用する場合を含む。）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	道路交通事故事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの																																									

四十一の 国家公務員共済組合	四十二 国家公務員共済組合	四十三 国家公務員共済組合連合会	四十四 厚生年金 保険法等	四十五 厚生年金 保険法等	四十六 厚生年金 保険法等
給又は同法第九十八条第一項の福 祉事業の実施に関する事務であつ て総務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法第七十四条 の退職等年金給付若しくは同法附 則第十三条の二第二項の一時金の 支給、国家公務員共済組合法の長 期給付に関する施行法（昭和三十 三年法律第二百二十九号）第三条の 年金である給付の支給又は被用者 年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正す る法律附則第三十六条第五項、第 三十七条第一項若しくは第四十 一条第一項の年金である給付の支給 に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	旧令による共済組合等からの年金 受給者のための特別措置法（昭和 二十五年法律第二百五十六号）に よる年金である給付の支給に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険法等の一部を改正す る法律附則第三十二条第二項第一 号又は第三号に規定する年金であ る給付（当該給付に相当するもの として支給されるものを含む。）に 係る権利の決定若しくは支給の停 止の解除又は受給権者に係る届出 に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	厚生年金 保険法等 の一部を 改正する 法律（平 成八年法 律第八十 二号）附 則第三十 二条第二 項に規定 する存続 組合又は 同法附 則第四十 八条第一 項に規定 する指 定基 金	厚生年金 保険法等 の一部を 改正する 法律（平 成八年法 律第八十 二号）附 則第三十 二条第二 項に規定 する存続 組合又は 同法附 則第四十 八条第一 項に規定 する指 定基 金

四十六 財務省	四十七 財務省	四十八 塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条第一項（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十九 塩事業法（平成八年法律第三十九号）による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項（これらの規定を同法第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五十 独立	四十七の 四 独立	四十七の 三 文部 科学省	四十七の 四 独立
四十七の 五 独立	四十七の 行政法人	四十七の 日本スポ ーツ振興 センター	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 独立
四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 独立
四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 独立
四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 日本学生 支援機 構	四十七の 独立	四十七の 行政法人	四十七の 独立

七十一の 十九 介 護保険法 第六十九 条の三十 三第一項 に規定す る指定研 修実施機 関		七十二 厚生労働 省及び日 本年金機 構		七十二の 全国 健康保険 協会及び 健康保険 組合		七十二の 労働省 三 厚生		七十二の 四 厚生 労働省及 び日本年 金機構		七十三 全国健康 保険協会	
介護保険法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法(大正十一年法律第七十号)による同法第五条第二項又は第一百二十三条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法(大正十一年法律第七十号)による同法第五十二条の保険給付の支給、同法第五十条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施又は同法第八十三条の保険料等の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	健康保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による同法第四条第二項の業務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	船員保険法による同法第二十九条の保険給付の支給、同法第一百一一条第一項の保健事業若しくは同条第五項の福祉事業の実施、同法第一百三十七条の保険料等の徴収若しくは同法附則第五条第一項の障害前払一時金若しくは同条第二項の遺族前払一時金の支給又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの						

厚生労働	厚生年金機関	厚生労働省及び日本年金機構	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出又は同法第八十九条の保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六号)による同法第二十二条第三項第二号の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

構	本年金機	省及び日	ための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の二第一項に規定する年金連合会	七十七の二第一項に規定する企業年金連合会	七十七の二第一項に規定する企業年金連合会	七十七の二第一項に規定する企業年金連合会
三 確定 給付企業 年金法第 九十五条 項に規定 するもの	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）による同法第四十八条の二の情報の収集、整理又は分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第一百九条の三の設立の認可又は同法第三十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国民年金法による被保険者に係る届出、年金である給付若しくは一時金に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除、受給権者に係る届出、同法第九十五条の保険料その他徴収金の徴収、同法第一百九条の三の設立の認可又は同法第三十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 の二 第一項 に規定 するもの	確定給付企業年金法による同法第三条法律第五十号第九条の二第一項に規定する企業年金連合会	確定給付企業年金法による同法第三条法律第五十号第九条の二第一項に規定する企業年金連合会	確定給付企業年金法による同法第三条法律第五十号第九条の二第一項に規定する企業年金連合会

省 八十四 經濟產業	省 八十三 農林水產	八十二 農林漁業 團體職員 共濟組合	農業者年 金基金	八十一 二 独立 行政法人 八十一の 一 省又は經 濟產業省	八十一 農林水產 省令で定めるもの
計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項（同法第三十三条の二第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項（同法第十四条において準用する場合を含む。）の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団體職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は同法附則第五十七条第一項の特例業務負担金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付若しくは同法附則第六条第一項第一号の給付の支給又は同法第四十四条の保険料その他の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（准用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
第四十二条第一項（同法第四十六					

省 経 済 産 業	進 機 構	報 理 推	政 法 人 情	所 又 は 日 本 電 気 計	器 檢 定 所	八 十 五 国 立 研 究 開 發 法 人 產 業 技 術	総 合 研 究	八 十 六 省 經 済 産 業	八 十七 省 又 は 環 境 省	八 十 七 二 経 済 産 業	八 十 七 の 二 経 済	省 省 省
鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）による同法第二十一条第一項、第四十条第三項、第四十一条第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可、同法第五十一条の三第一項の届出、同法第五十九	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	総務省令で定めるもの	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）による同法第五十条第一項の許可、同法第五十一条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第二条第一項の更新、同法第五十三条第三項の届出、同法第六十三条第一項の許可、同法第六十五条第一項の更新又は同法第六十六条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	八十五 国 立 研 究 開 發 法 人 產 業 技 術	八 十 五 國 立 研 究 開 發 法 人 產 業 技 術	八 十 六 省 經 済 產 業	八 十 七 省 又 は 環 境 省	八 十 七 二 経 済 産 業	八 十 七 の 二 経 済	省 省 省	

八十九 經濟產業省	八十九 經濟產業省	石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和五十一年法律第九十六号)による同法 第一項の認可又は同法第八十四条 第一項の登録に関する事務であつて 総務省令で定めるもの
九十一 經濟產業省	九十一 經濟產業省	深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)による同法 第四条第一項の許可、同法第十一条 第二項若しくは第三項若しくは第 十五条の届出、同法第十八条第一 項の認可又は同法第四十条の認定 に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
九十二 火薬類取 締法第三 十一条の 三第一項 に規定す る指定試 験機関	九十二 火薬類取 締法第三 十一条の 三第一項 に規定す る指定試 験機関	火薬類取締法(昭和二十五年法律 第一百四十九号)による同法第三十 一条第三項の試験(經濟産業大臣 が行うものに限る。)の実施に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
九十三 高圧ガス 保安協会	九十三 高圧ガス 保安協会	火薬類取締法による同法第三十一 条第三項の試験の実施に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
九十四 經濟產業	九十四 經濟產業	高压ガス保安法(昭和二十六年法 律第二百四号)第五十九条の二十 八第一項第四号の四に規定する液 化石油ガスの保安の確保及び取引 の適正化に関する法律(昭和四十 二年法律第二百四十九号)第三十八 条の四の二第一項の免状交付事務 の実施に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
電気工事士法(昭和三十五年法律 第二百三十九号)による同法第四条 の二第一項の交付又は同条第七項 の書換えに関する事務であつて総 務省令で定めるもの		

関 連 法 規	九 十 五 経 済 産 業 省	九 十 六 経 済 産 業 省 又 は 環 境 省	九 十 六 の 二 國 土 交 通 省	九 十七 國 土 交 通 省	九 十八 國 土 交 通 省 又 は 建 設 業 法 第 二 七 条 の 二 第一 項 に 規 定 す る 指 定 資 格 者 と 機 関	九 十九 國 土 交 通 省 又 は 建 設 業 法 第 二 七 条 の 十 九 第 一 項 に 規 定 す る 指 定 資 格 者 と 機 関	
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第六号による同法第三条第一項若しくは第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による同法第四十二条第一項の命令若しくは選任の請求、同条第二項若しくは第五項の命令の請求又は地域福利増進事業等（同法第四十三条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下同じ。）の実施の準備に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法（昭和二十四年法律第一百号）による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法による監理技術者資格者の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法による監理技術者資格者の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建設業法による監理技術者資格者の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百八 國 土 交通 省	百九 國 土 交通 省	百十 建 築 工 法 第	百十一 建 築 工 法 第	百十二 建 築 士 法
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による同法第十二条の二第一項に規定する事務について、若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の登録、同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による同法第四条第一項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請又は同法第十条の三第一項若しくは第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の二十一条の四第一項に規定する都道府県指定登録機関	建築士法による同法第十条の二十一条の四第一項に規定する都道府県指定登録機関
建築士法による同法第十条の二十一条の四第一項に規定する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の二十一条の四第一項に規定する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の四十一条の四第一項に規定する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の二十一条の四第一項に規定する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第十条の二十一条の四第一項に規定する事務であつて総務省令で定めるもの
その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの	その事業主体に代わつて行う当該公営住宅の管理に限る。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十九の 二 環 境	百十九 氣象 府	試 驗 機 關	百十八 國 土 交 通	百十八 國 土 交 通	百十七の 三 國 土 交 通 省
の認定、同条第八項（同法第十五 百十九の 二 環 境	氣象業務法（昭和二十七年法律第 百六十五号）による同法第十七条 第一項の許可又は同法第二十四条 の二十の登録に関する事務であつ て総務省令で定めるもの の認定、同条第八項（同法第十五	航空法による同法第百三十二条の 四十七第一項（同法第百三十二条 の五十二第二項において準用する 場合を含む。）の試験の実施に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	航空法（昭和二十七年法律第二百 三十一号）による同法第五条の新 規登録、同法第七条の変更登録、 同法第七条の二の移転登録、同法 第八条第一項の抹消登録、同法第 二十二条の航空従事者技能証明、同 法第三十一条第一項の航空身体 検査証明、同法第三十五条第一項 第一号の許可、同法第百三十二条 の四第一項の登録、同法第百三 二条の六第一項の登録の更新、同 法第百三十二条の八第一項の届出 又は同法第百三十二条の十一第一 項の登録の抹消に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	船舶職員及び小型船舶操縦者法 （昭和二十六年法律第百四十九号） による同法第七条第一項（同法第 二十三条第七項において準用する 場合を含む。）の登録及び海技免状 の交付、同法第十二条の海技試験 の実施又は同法第二十三条の五の 登録及び小型船舶操縦免許証の交 付に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	の認定に関する事務であつて総務 省令で定めるもの

関 する 試 験 機	百二十二 国家公 務員法 （昭和二 律第百二 十号）第 四十八条 に規定す る試 験機	百二十一 の二 衛省 防	百二十 原子力 規制委員 会	百二十 独立行政 法人環境 再生保全 機構	百二十 石綿による健康被害の救済に関する事務	条の四の二第三項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九条の九第一項若しくは第六項の認定、同条第八項(同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条の四の二第一項、第十五条の四の三第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
						放射性同位元素等の規制に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	石綿による健康被害の救済に関する法律による同法第三条の救済給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

委員会	選管選	村長	一の市町	一の市町	都市の指定	長	村長	一の市町	村長	一の市町
二 選 管 理	選 管 理	村長	一の市町	一の市町	都市の指定	長	村長	一の市町	村長	一の市町
委員会	選管選	村長	一の市町	一の市町	都市の指定	長	村長	一の市町	村長	一の市町
二 選 管 理	選 管 理	村長	一の市町	一の市町	都市の指定	長	村長	一の市町	村長	一の市町
災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和四十八年法律第八十二号)による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による同法第十四条の子どものための教育・保育給付若しくは同法第三十条の二の子育てのための施設等利用給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が從前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの				

二 市 町	村 長	三 市	三 町 村 長	委 員 会	四 教 育	四 保 健	四 の 二	四 市	町 村 長	二 市 の 長
二号) 第三条第一項の規定による投 票を行わせることに関する事務であ つて総務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法 律及びこれらの法律に基づく条例又 は森林環境税及び森林環境譲与税に 関する法律(平成三十一年法律第三 号)による地方税若しくは森林環境 税の賦課徴収又は地方税若しくは森 林環境税に関する調査(犯則事件の 調査を含む)に関する事務であつて 総務省令で定めるもの	消防組織法(昭和二十二年法律第二 百二十六号)による非常勤消防団員 に係る損害補償又は非常勤消防団員 に係る退職報償金の支給に関する事 務であつて総務省令で定めるもの	学校保健安全法(昭和三十三年法律 第五十六号)による同法第二十四条 の医療に要する費用についての援助 に関する事務であつて総務省令で定 めるもの	予防接種法(昭和二十三年法律第六 十八号)による同法第五条第一項若 しくは第六条第一項から第三項まで の予防接種の実施 同法第十五条第 一項の給付の支給又は同法第二十八 条の実費の徴収に関する事務であ つて総務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医疗に関する法律(平成十年法 律第百四十四号)による同法第十九条 第一項若しくは第三項、第二十条第 一項若しくは第二項(これらの規定 を同法第二十六条において準用する 場合を含む)若しくは第四十六条第 一項若しくは第二項の入院の勧告若 しくは入院の措置、同法第三十七条 第一項、第三十七条の二第一項若しくは第 四十四条の三の二第一項若しくは第 五十一条の三第一項の費用の負担又は 同法第四十二条第一項、第四十四条 の三の三第一項若しくは第五十条の 四第一項の療養費の支給に関する事 務であつて総務省令で定めるもの					

村長	五の市町四	長都施試定項第十一條の定実る規	五の市指驗の定実る規	五の戦略特家三	五の市町二	五の市町二	島市又は長崎市

五の六 都市若 しくは 中核市 (地方自 治法第 二百五 十二条 の第二十 二第一項 に規定す る市)を管 理する	町村長	五の五 市長 (特別区 の区長)	五の五 市長 (特別区 の区長)	五の五 市長 (特別区 の区長)
		児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

核市の中又は市長	五の二	町村長	十の市	五の二	知的障害者福祉法による同法第十五 条の四の障害福祉サービスの提供、 同法第十六条第一項第二号の障害者 支援施設等への入所等の措置又は同 法第二十七条の費用の徴収に関する 事務であつて総務省令で定めるもの
長の長	五の二	市長	市長	五の二	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による同法第十七条の障害児福 祉手当若しくは同法第二十六条の二 の特別障害者手当の支給又は国民年 金法等の一部を改正する法律(昭和 六十年法律第三十四号)による同法 附則第九十七条第一項の福祉手当の 支給に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
市町村	五の二	市町村	市町村	五の二	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による同法第三条第一項の特別 児童扶養手当の支給に関する事務の うち、同法第三十八条の規定により 市町村長が行うこととされたものに 関する事務であつて総務省令で定め るもの
長の長	五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律(平成十 七年法律第二百二十三号)による同法 第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
市町村	五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
設置市相談所	五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
は児童相談所	五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
五の二	五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
十五の二	十五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの
長の長	十五の二	市長	市長	五の二	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による同 法第六条の自立支援給付の支給又は同 法第七十七条の地域生活支援事業の 実施に関する事務であつて総務省令 で定めるもの

長 市 町 村	五 の 四	五 の 四	五 の 三	五 の 三	農 業 委 員 會	長 市 町 村	五 の 三	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三
町 村 長	十 市	五 市	五 市	五 市	農 業 委 員 會	長 市 町 村	五 の 三	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三
長 市 町 村	十一 市	五 市	五 市	五 市	農 業 委 員 會	長 市 町 村	五 の 三	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三
長 市 町 村	十四 市	五 市	五 市	五 市	農 業 委 員 會	長 市 町 村	五 の 三	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三
長 市 町 村	十五 市	五 市	五 市	五 市	農 業 委 員 會	長 市 町 村	五 の 三	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三	長 市 町 村	五 の 三

別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係）

機関	執行の 事務	情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 都 府 県 道 の 事 務	四 都 府 県 道 の 事 務	恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 都 府 県 道 の 事 務	四 都 府 県 道 の 事 務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都 府 県 道 の 事 務	五 都 府 県 道 の 事 務	地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税率等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都 府 県 道 の 事 務	五 都 府 県 道 の 事 務	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都 府 県 道 の 事 務	五 都 府 県 道 の 事 務	学校保健安全法による同法第二十四条の医療に要する費用についての援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五 都 府 県 道 の 事 務	五 都 府 県 道 の 事 務	教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一條第一項から第三項までの取上げ、同条

都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
事務省令で定めるもの	もの	もの	もの	もの	もの	もの	もの	もの	もの
る同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二条第三項の被爆者健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の住宅生活支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の葬介護手当若しくは同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	原子弹爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務のうち、同法第五十五条の規定により都道府県事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定め	るもの	るもの	もの

六の 七都 府県 知事	六の 八都 府県 知事	六の 九都 府県 知事	六の 七都 道 府県 知事	六の 九都 道 府県 知事							
る事務であつて総務省令で定めるもの 水道法による同法第二十五条の二、第一 項（同法第二十五条の三の二、第四項に おいて準用する場合を含む。）の申請 又は同法第二十五条の七の届出に関する 事務であつて総務省令で定めるもの 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 び安全性の確保等に関する法律による 同法第三十六条の八第一項の試験の実 施又は同条第二項の登録に関する事務 であつて総務省令で定めるもの 労働施策の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の充実等に 関する法律による同法第十八条の職業 導員の免許、職業訓練指導員試験の実 施又は技能検定試験の実施その他技能 転換給付金の支給に関する事務であつ て総務省令で定めるもの 職業能力開発促進法による職業訓練指 導員の免許、職業訓練指導員試験の実 施又は技能検定試験の実施その他技能 検定に関する業務（同法第四十六条第 二項の政令で定めるものに限る。）の 実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの 児童福祉法による同法第六条の四第一 号の養育里親若しくは同条第二号の養 子縁組里親の登録若しくは同条第三号 の里親の認定、同法第十一条第一項第 二号ハの児童及びその家庭についての 調査及び判定、同法第十八条の十八第 一項の保育士の登録、同法第十九条の 二第一項の小児慢性特定疾病医療費の 支給、同法第十九条の三第一項の指定 医の指定、同法第十九条の二十二第四 項の小児慢性特定疾患支援者証明事 業の実施、同法第二十条第一項の療育 の給付、同法第二十四条の二第一項の 障害児入所給付費、同法第二十四条の 六第一項の高額障害児入所医療費、同 法第二十四条の七第一項の特定入所障 害児食費等給付費若しくは同法第二十 四条の二十第一項の障害児入所医療費 の支給、同法第三十三条の六第一項の 児童自立生活援助の実施又は同法第五 十六条第一項の負担能力の認定若しく は同条第二項の費用の徴収に関する事 務であつて総務省令で定めるもの											

事 県 道 知 府	事 県 道 都	事 県 道 都				
十七の 都 府	十七五の 都 府	十七四の 都 府	十七三の 都 府	十七二の 都 府	十七一の 都 府	十七の 都 府

二 七 十 の	知 事	都 府 県 道 十 の	事 縣 道 二 七 十 の	事 縣 道 二 七 九 の	事 縣 道 十七 八 の	事 縣 道 十七 七 の	
総務省令で定めるもの 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条の特別弔慰金支 給に関する事務のうち、同法第十四 条の規定又は同法第十五条の規定に基 づく政令により都道府県知事が行 うこととされたものに関する事務であ つて総務省令で定めるもの	未帰還者留守家族等援護法による同法 第五条第一項の留守家族手当、同法第 十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一 項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺 骨引取経費又は同法第二十六条の障害 一時金の支給に関する事務のうち、同 法第三十四条の二の規定により都道府 県知事が行うこととされたものに関する 事務であつて総務省令で定めるもの 戦没者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条の特別給付金の支 給に関する事務のうち、同法第十二条 の規定又は同法第十三条の規定に基づ く政令により都道府県知事が行うこと とされたものに関する事務であつて総 務省令で定めるもの	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支 給法による同法第三条の特別弔慰金支 給に関する事務のうち、同法第十四 条の規定又は同法第十五条の規定に基 づく政令により都道府県知事が行 うこととされたものに関する事務であ つて総務省令で定めるもの	戦傷病者特別援護法による同法第九条 の援護に関する事務のうち、同法第二 十八条の規定により都道府県知事が行 うこととされたものに関する事務であ つて総務省令で定めるもの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支 給法による同法第三条第一項の特別給 付金の支給に関する事務のうち、同法 第三条第一項の配偶者支援金の支給に 関する事務であつて総務省令で定める もの

都道府県	二十一	都道府県	二十	都道府県	二十	都道府県	二十	都道府県	二十	都道府県	二十	都道府県	二十
知事		知事		知事		知事		知事		知事		知事	
都道府県	六十	都道府県	六十	都道府県	六十	都道府県	六十	都道府県	六十	都道府県	六十	都道府県	六十
公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二十二条第十項若しくは第二十三条第七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項の登録、同条第二項の交付、同法第五条の二第一項若しくは第二項若しくは第八条の二の届出、同法第九条第一項第一号の申請、同法第二十三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第二十三条の五第一項若しくは第二十三条第七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第五条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第五十一条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの	住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する事務であつて総務省令で定めるもの	公営住宅法による同法第十五条の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの	の四第一項の地籍調査に関する事務であつて総務省令で定めるもの						

府県	知事	都道府県	二十九	福島県	二十	別表第四 (第三十条の十二、第三十条の四十四) 五関係)
項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項(同法第十五条の四において準用する場合を含む。)の許可、同法第九条の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六第一項(同法第十五条の四において準用する場合を含む。)の許可、同法第九条の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十九条の健康管理調査の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	提供を受ける通知道府県及び道外府県の都道以通票と道府県を提供する事務	の都道府県及び道外府県の都道以通票と道府県を提供する事務	の都道府県及び道外府県の都道以通票と道府県を提供する事務	の都道府県及び道外府県の都道以通票と道府県を提供する事務

三の二 保健 所を設 置する 市又は 特別区 の長	四の二 市町 村長	四的二 市町 村長	四 島市又 は長崎 市の長	四 島市 市長
る規 定期 試定 驗す るに十 二條第 法第十 別區域 戰略特 別区域 試定の るもの	国家戰 略特別 區域法 による同 法第十 二條の五 第八項に おいて準 用する児 童福祉法 第十八條 の十八第 一項の登 錄に關する 事務であつ て総務省令 で定める もの	水道法 による同 法第二十五 條の二第 一項、(同 法第二十五 條の三の二 第四項に おいて準 用する場 合を含む) の申請又 は同法第 二十五條 の七の届出 に關する事 務であつて 総務省令 で定める もの	原子爆 弾被爆者 に対する援護 に関する法 律による同 法第二條第 三項の被 爆者健康手 帳の交付、 同法第七條の 健康診断、同 法第三十八條 の居宅生 活支援事業 若しくは同 法第三十九 条第一項の 医療特別手 当、同法第 十五条第一 項の特別手 当、同法第 十六条第一 項の原子爆 弾小頭症手 当、同法第 二十七条第 一項の健康 管理手當、 同法第二十 八條第一項 の保健手 當、同法第 三十一條 の介護手 當若しく は同法第 三十二条 の葬祭料 の支給に 關する事 務であつて 総務省令 で定める もの	感染症 の予防及び 感染症の患者 に対する医療 に關する法律 による同法 十九條第一 項若しくは 第三項、第 十条第一項 若しくは第 二項(これら の規定を同 法第二十六 条において準 用する場合 を含む)若 しくは第 六条第一 項若しくは 第二項の入 院の措置、 同法第三 十七條第一 項、第三十七 條の二第一 項、第四十 四條の三の 二第一項若 しくは第五 十条の三第 一項の費用 の負担又は 同法第四十二 條第一項、第 十四條の三 の三第一項 若しくは第五 十条の四第一 項の療養費 の支給に關 する事務 であつて 総務省令 で定める もの

四の十 町村長 市五 除く。)	四の 事務所 を管理 する町 村長を	四の （福祉 事務所 を管理 する町 村長を）	四の 長 （町 村長）	四の 長又は 福祉事 務所を 管理す る町 村長	四の 市三 長又は 福祉事 務所を 管理す る町 村長	五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭セントナーの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一 身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	生活保護法による同法第二十四条第十項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、同法第二十一条の四第一項の費用の徴収又は同法第二十二条第一項のこども家庭セントナーの事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の十 六指 定都 市又 は中 核市 の長	四的 九指 定都 市長 の長	四的 八指 定都 市長 の長	四的 七指 定都 市長 の長	四的 六指 定都 市又 は中 核市 の長
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定又は同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求若しくは同法第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち同法第五十条の十二第一項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同法第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

新型インフルエンザ等対策特別措置法による同法第二十八条第一項の予防接種の実施に関する事務であると定めるもの。二、災害対策基本法による同法第八十六条第一項の安否情報の回答に関する事務であると定めるもの。三、災害救助法による同法第二条第一項等しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であると定めるもの。四、被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの。五、特定非営利活動促進法による同法第十九条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届

第二十 四条の 二第一 項の政 令で定 める市 の長	四清掃 に関する法律 の四第一項の認定、同法第九条の五 第一項（同法第十五条の四において 準用する場合を含む。）の許可、同法 第九条の六第一項（同法第十五条の 四において準用する場合を含む。）の 認可、同法第九条の七第二項（同法 第十五条の四において準用する場合 を含む。）の届出、同法第十二条の七 第一項若しくは第七項の認定、同条 第九項の届出、同法第十四条第一項 の許可、同条第二項の更新、同条第 六項の許可、同条第七項の更新、同 法第十四条の二第一項の許可、同条 第三項において準用する同法第七条 の二第三項の届出、同法第十四条の 四第一項の許可、同条第二項の更新、 同条第六項の許可、同条第七項の更 新、同法第十四条の五第一項の許可、 同条第三項において準用する同法第 七条の二第三項の届出、同法第十五 条第一項若しくは第十五条の二の六 第一項の許可、同条第三項において 準用する同法第九条第三項の届出、 同法第十五条の三の三第一項の認定、 同法第十七条の二第一項の届出又は 同法第二十条の二第一項の登録に関 する事務のうち、同法第二十四条の 二第一項の規定により同項の政令で 定める市の長が行うこととされたも のの実施に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
--	---

出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三 貸金業法による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三の二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による同法第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の二 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前後の地方法人特別税等に関する暫定措置法第三章の地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第六条第一項の就学支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の四 保健師助産師看護師法による同法第八条の准看護師の免許又は同法第十七条の准看護師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の五 予防接種法による同法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施又は同法第十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による同法第十九条第一項若しくは第三項、第二十条第一項若しくは第三項若しくは第三項、第二十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）若しくは第四十一条第一項若しくは第二項の入院の勧告若しくは入院の措置、同法第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第二项若しくは第五十五条の三第一項の費用の負担又は同法第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十五条の四第一項の療養費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の七 難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

されたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の三 栄養士法による同法第二条第一項の栄養士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の七 水道法による同法第二十五条の二第一項（同法第二十五条の三の二）第四項において準用する場合を含む。）の申請又は同法第二十五条の七の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同法第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の一 児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十八条の十八第一項の保育士の登録、同法第九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性

特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同法第二項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の二 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の三 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八の四 児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の一 児童扶養手当法による同法第十七条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の二 児童手当法による同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八条第一項の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法による同法第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条第一項若しくは第六条第二項の資金の貸付け、同法第十七条第一項、第三十一条の七第一項若しくは第三十三条第一項の便宜の供与又は同法第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の五 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進学・就職準備給付金の支給、同法第五十五条の八第一項の被保護者健

康管理支援事業の実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第

一項、第七十七条の二第一項、第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の六 身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第十八条第一項の指定、同法第二十七条第一項若しくは第二項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の退院等の請求又は同法第三十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の八 知的障害者福祉法による同法第十七条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

九の九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条第一項の障害児扶養手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の三 介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験若しくは研修の実施若しくは介護支援専門員の登録、同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八条第三項第三号の事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の四 中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、平成十九年改正法による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定に

よりなお従前の例によることとされた平成二十年五改正法による改正前の中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項

十の五 戰傷病者戦没者遺族等援護法による同法第五条の援護に関する事務のうち、同法第五条第一項の規定又は同法第五十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の六 未帰還者留守家族等援護法による同法第五条第一項の留守家族手当、同法第十五条の帰郷旅費、同法第十六条第一項の葬祭料、同法第十七条第一項の遺骨引取経費又は同法第二十六条の障害一時金の支給に関する事務のうち、同法第三十四条の二の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の七 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の八 戰傷病者特別援護法による同法第二十八条の援護に関する事務のうち、同法第二十八条の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の九 戰没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による同法第三条の特別弔慰金の支給に関する事務のうち、同法第十四条の規定又は同法第十五条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による同法第三条第一項の特別給付金の

支給に関する事務のうち、同法第十二条の規定又は同法第十三条の規定に基づく政令により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの十の十一 戰没者の父母等に対する特別給付金

の登録、同法第三十条第一項の更新又は同法第三十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

の登録、同法第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十の十一 戦没者の父母等に対する特別給付金の支給法による同法第三条の特別給付金の支給に関する事務のうち、同法第十五条の規定又は同法第十六条の規定に基づく政令により都

項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七の二 國土調査法による同法第五条第四項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の

四第一項の地籍調査に関する事務であつて總務省令で定めるもの

二十九、公営住宅法による同法第十五條の公営住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八の二 住宅地区改良法による同法第二十九条第一項の改良住宅の管理又は同条第三項

の改良住宅の家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する

する事務であつて総務省令で定めるもの

関する役務による同法第十一条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律 による同法第五条第一項の登録、同条第二項

の更新又は同法第五十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築士法による同法第四条第三項若しくは第五項の免許、同法第五条第一項若しくは定めるもの

は第二十三条第一項若しくは第三項の登録、同法第五条第二項の交付、同法第五条の一第

一項若しくは第二項若しくは第八条の二若しくは第二十三条の五第一項若しくは第二十三

条の七の届出又は同法第九条第一項第一号の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は

同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項

別表第六 (第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係)

行 機 関	道 府 県 都	六 外 の 事 以 執	會 五 委 員 教	四 育 委 員 教	三 育 委 員 教		
め る も の	児 童 手 当 法 によ る 規 定 に よ り 読み 替 え て 適用 す る 同 法 第 八 条 第 一 項 の 児 童 手 当 の 支 給 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	児 童 手 当 法 によ る 規 定 に よ り 読み 替 え て 適用 す る 同 法 第 八 条 第 一 項 の 児 童 手 当 の 支 給 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 の 支 給 に 關 す る 法 律 に よ る 同 法 第 六 条 第 一 項 の 就 学 支 援 金 の 支 給 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	教 育 職 員 免 許 法 に よ る 同 法 第 八 条 第 十 一 条 第 一 項 か ら 第 三 項 ま での 取 上 げ 、 同 法 第 四 項 の 通 知 、 同 法 第 十 三 条 第 一 項 の 公 告 及 び 通 知 、 同 法 第 二 項 の 記 入 又 は 同 法 第 十 五 条 の 書 換 若 しく は 再 交 付 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	教 育 職 員 免 許 法 に よ る 同 法 第 八 条 第 十 一 条 第 一 項 か ら 第 三 項 ま での 取 上 げ 、 同 法 第 四 項 の 通 知 、 同 法 第 十 三 条 第 一 項 の 公 告 及 び 通 知 、 同 法 第 二 項 の 記 入 又 は 同 法 第 十 五 条 の 書 換 若 しく は 再 交 付 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	の 支 弁 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の	の 支 弁 に 關 す る 事 務 で あ つ て 總 務 省 令 で 定 め る も の